

音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年3月25日

音更町農業委員会

音更町農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、指針として、具体的な目標と取組方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和3年3月)	24,300ha	0ha	0%
目標 (令和6年3月)	24,300ha	0ha	0%

【目標設定の考え方】

遊休農地については、今後も発生させないよう維持する。

(2) 具体的な取組方法

毎年8月から9月の間に、農業委員全員による全町、地区担当委員を中心とする農地パトロールを実施する。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和3年3月)	24,300ha	22,514ha	92.7%
目標 (令和6年3月)	24,300ha	22,550ha	92.8%

【目標設定の考え方】

農地利用集積については、現状を維持しつつ、さらに非担い手の所有農地を担い手へ集積させていく。

(2) 具体的な取組方法

- ①非担い手や規模縮小農家の所有する農地について、あっせんの希望を確認し、担い手に集積する。
- ②町、農地中間管理機構、農協等関係機関との連携により農地中間管理事業等の活用を図る。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和3年3月)	2経営体
目 標 (令和6年3月)	6経営体

【目標設定の考え方】

新規参入については、各年度において2経営体の新規参入を目標とする。

(2) 具体的な取組方法

就農希望者に対しては、営農計画等により確実性を判断し、関係機関、地域と連携した農地のあっせん等に努める。